第八・八十条　個人情報の保護

1　両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報を保護することの経済的及び社会的な利益並びにその保護の電子商取引における消費者の信頼の向上に対する貢献を認める。

2　このため、各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。(注)　各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである。

注　締約国は、プライバシー、個人情報又は個人データを保護する包括的な法律、プライバシーを対象とする分野別の法律、企業によるプライバシーに関する自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この2に規定する義務を履行することができる。

3　各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。

4　各締約国は、電子商取引の利用者に対して提供する締約国による個人情報の保護に関する情報を公表する。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　個人が救済を得ることができる方法

(b)　事業者が法的な要件を満たすことができる方法

5　各締約国は、個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認めた上で、このような異なる制度の間の一貫性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。当該仕組みには、規制の結果の承認（一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。）又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その管轄内で適用される当該仕組みに関する情報を交換するよう努め、及び当該仕組みその他の両締約国間で一貫性を促進する適当な取決めを拡大するための方法を探求する。

第八・八十一条　要求されていない商業上の電子メッセージ

1　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。

(a)　要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

(b)　自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の事前の同意を要求する措置

2　各締約国は、商業上の電子メッセージが商業上の電子メッセージとして明確に特定することのできるものであること、誰のために商業上の電子メッセージを作成したかについて明確に開示すること及び受信者がいつでも無償で中止を要請することができるよう必要な情報が含まれていることを確保する。

3　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、1及び2の規定に従って採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対し、その遵守を求める手段について定める。

第八・八十二条　政府の公開されたデータ

1　両締約国は、政府の情報への公衆のアクセス及び政府の情報の公衆による利用を容易にすることが経済的及び社会的な発展、競争力並びにイノベーションを促進することを認識する。

2　締約国は、自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する場合には、政府の情報が機械による判読が可能であり、及び開かれた様式であること並びに検索、抽出、利用、再利用及び再配布することができるものであることを確保するよう努める。

3　両締約国は、特に中小企業のため、事業機会を増大させ、及び創出する観点から、各締約国が公衆により利用可能なものとした政府の情報へのアクセス及び当該政府の情報の利用を当該各締約国が拡大することができる方法を特定するために協力するよう努める。

第八・八十三条　電子商取引に関する協力

1　両締約国は、適当な場合には、電子商取引の発展を促進するため、協力し、及び多数国間の場に積極的に参加する。

2　両締約国は、情報及び経験（適当な場合には、関係する法令及びその実施並びに電子商取引に関する最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に、次の(a)から(l)までに掲げる事項に関連するものを共有するため、電子商取引に係る規制に関連する事項についての対話を維持することに合意する。

(a)　消費者の保護

(b)　個人情報の保護

(c)　サイバーセキュリティ

(d)　要求されていない商業上の電子メッセージの防止

(e)　電子トラスト・サービス

(f)　デジタル・プロダクトの待遇

(g)　公衆に発行される電子署名の証明書の承認

(h)　中小企業が電子商取引を利用する上での課題

(i)　新たな技術（人工知能及びモノのインターネットを含む。）

(j)　国境を越える認証サービスの円滑化

(k)　知的財産

(l)　電子政府

第八・八十四条　情報の電子的手段による国境を越える移転

1　締約国は、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。

2　この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するためのものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

(a)　恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b)　目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

3　この条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）

第八・八十五条　コンピュータ関連設備の設置

1　締約国は、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

2　この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。

3　この条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する締約国による措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）